

令和7年6月定例会

教育産業委員会資料
(産業振興部)

第7次秋田市農林水産業・農村振興基本計画の策定について

1 策定の目的・趣旨

第14次秋田市総合計画における分野別の基本計画である「第6次秋田市農林水産業・農村振興基本計画」は、令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間としており、今年度で計画期間が終了することから、本市の農林水産業・農村施策の指針となる次期計画を策定しようとするもの

2 見直し方針

- (1) 計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。
- (2) 次期計画においても、本市の恵まれた環境を活かし、都市近郊型の農林水産業と農村の確立を目指すものであることから、基本理念は変更しない。
- (3) 基本理念のもとを目指す3つの基本目標や基本方針等については、必要な見直しや修正を行い、本市の新たな取組や重点的に取り組む事項を的確に反映させる。

基本理念 「都市と共生する活力ある農林水産業」	
基本目標	基本方針
1 未来につながる先端的な農林水産業の実現	①農林水産業の持続的発展に向けた多様な経営体の育成・確保 ②生産力強化に向けた基盤の整備 ③戦略的な産地形成と生産拡大
2 安全・安心な食料供給体制の確立とアグリビジネスの促進	①周年型農業の普及・拡大に向けた生産・供給体制の確立 ②6次産業化の推進と農業ブランド確立等による農産品等の販売促進 ③食に対する安全性と信頼性の確保
3 潤いとやすらぎのある豊かな農村の形成	①農村の環境整備等を通じた多面的機能の保全 ②地域資源や民間活力をいかした農村の活性化 ③持続的な森林づくりと環境に優しい農林水産業の推進

- (4) 現計画の成果指標の達成状況の評価を行うとともに、既存の成果指標が次期計画の成果を測定する指標として適切であるか見直しを行う。
- (5) 次期計画の策定に当たっては、本市の次期総合計画などとの整合を図る。

3 今後のスケジュール

令和7年10月	基本計画素案作成
11月	第2回秋田市農林水産業振興戦略会議（素案説明）
12月	11月議会教育産業委員会（原案説明） パブリックコメント実施
令和8年2月	第3回秋田市農林水産業振興戦略会議（最終案説明）
3月	2月議会教育産業委員会（最終案説明） 基本計画策定・公表

秋田市中心企業振興指針の策定について

1 策定の目的・趣旨

本市の中小企業振興に関する施策の総合的な推進を図るため、「秋田市中心企業振興基本条例」に基づき定めた「秋田市中心企業振興指針」は、令和3年度から令和7年度までの5か年を実施期間としており、今年度で期間が終了することから、次期指針を策定しようとするもの

2 見直し方針

- (1) 実施期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。
- (2) 次期指針においても、現指針における取組を一層推進するものであることから、基本施策は変更せず、中小企業振興基本条例に定める基本方針を全て基本施策として定める。

【参考：基本方針】

- ①中小企業の経営基盤の強化を図ること。
 - ②中小企業の新たな市場の開拓等を図ること。
 - ③中小企業が供給する製品又は役務の価値の増加による競争力の強化を図ること。
 - ④中小企業の新たな事業の創出の促進を図ること。
 - ⑤地域の特性に応じた中小企業の事業活動の促進を図ること。
 - ⑥中小企業の事業活動を担う人材の育成および確保を図ること。
 - ⑦小規模企業者の自主的な取組が促進されるよう必要な支援を行うこと。
- (3) 重点的に取り組むポイント等については、市内中小企業の現状や課題を整理し、必要な見直しや修正を行うとともに、本市の新たな取組や市長公約等を的確に反映させる。
 - (4) 次期指針の策定に当たっては、本市の次期総合計画などとの整合を図る。

3 今後のスケジュール

令和7年10月	指針素案作成
	第2回秋田市中心企業振興推進会議（素案説明）
12月	11月議会教育産業委員会（原案説明） パブリックコメント実施
令和8年2月	第3回秋田市中心企業振興推進会議（最終案説明）
3月	2月議会教育産業委員会（最終案説明） 指針策定・公表

本市で発生した風車ブレード落下事故への対応等について

1 事故の対応状況

(1) これまでの経緯

【5月2日】	10時7分	・風車の遠隔監視システムによりエラー発報を確認
	10時30分	・風車の近くで人が倒れていると消防に通報
【5月3日】		・市から各発電事業者へ設備の点検および安全確保について連絡
【5月7日】		・市内に所在する風力発電事業者へのヒアリング開始
【5月8日】	11時30分	・さくら風力株式会社 盛高社長が市役所を訪問し、新エネルギー産業推進室へ状況説明
	15時00分	・市長が経済産業省へ緊急要望を実施
【5月9日】	15時30分	・さくら風力株式会社 盛高社長が市役所を訪問し、市長と面談
【5月10日】		・ブレードの撤去作業を開始
【5月12日】		・「新屋浜風力発電所ブレード破損事故調査委員会」設置
【5月23日】		・ユーラス秋田港風力発電所の点検作業を現地確認
【5月29日】		・ブレードの撤去および搬出作業終了
【6月4日】		・ヒアリング結果公表

(2) 事故発生後の本市の対応

ア 発電事業者への点検および安全確保についての通知

実施日：令和7年5月3日

内 容：市内に立地する風力発電の発電事業者に対し、設備の点検、安全管理の徹底を要請するとともに安全管理体制に関するヒアリング調査実施への協力についてメールにて通知した。

イ 市内に所在する風力発電事業者へのヒアリング

実施日：令和7年5月7日～26日

内 容：・風力発電所における保守体制や事故を受けた各社の対応等についてヒアリングを実施
・5月23日にユーラス秋田港WFの点検作業を現地で確認
・6月4日ヒアリング結果公表(全議員へ情報提供後、ホームページ公開)

ウ 市長による経済産業省への緊急要望

実施日：令和7年5月8日

内 容：・事故原因の早期究明について
・風力発電における安全対策の強化・徹底について
・安全基準の見直しと自治体の関与について

2 ヒアリング結果の概要について

(1) ヒアリング対象者

調査対象者：11社（さくら風力(株)を除く大型風車の設置者）

(2) ヒアリング結果

ア 事故発生直後の各社の対応について

- ・国からの緊急点検の連絡を受け、全事業者が速やかに点検を実施した。
- ・点検方法については、地上からの双眼鏡やドローン等を活用した目視点検であった。

イ 風車の保守体制について

- ・各発電事業者で保守体制を整えており、ノウハウを持つ者が適切にメンテナンスを行う体制となっていた。
- ・電気事業法に基づき各社で定められた「保安規程」により、適切に緊急連絡体制が構築されていた。

ウ 風車の巡視、点検及び検査項目について

- ・各社が巡視、点検及び検査に関する事項を保安規程に定めて実施する「自主点検」と、法律に基づき国が示した点検項目に沿って実施する「法定自主検査」のいずれについても、全社において適正にメンテナンスが実施されていることを確認した。

エ 風車の破損時の対応について

- ・全ての設備には故障や落雷などを感知する遠隔監視設備が備わっており、故障が発生した場合は自動で停止する仕組みになっている。
- ・自動停止した際は、メンテナンス担当者や電気主任技術者が現地に急行し、設備の安全性が確認できた後に運転を再開させている。
- ・落雷などの自然災害により部品が破損した際は、随時、適切に補修が行われている。

オ 風車周辺への立入制限について

- ・全風車に発電所内への侵入を防ぐ柵やゲート、立入禁止の看板等が設置されている。
- ・風車周辺への立入制限については以下のケースに分類される。
 - ①発電所の入口にチェーンやゲートが設置されている。
 - ②風車周辺に柵が設置されている。
 - ③発電所周辺に柵や林地、海があり容易に接近できない状況になっている。

カ 本事故を受けた今後の対応策について

- ・事故原因の究明の結果に応じて、点検項目や維持管理計画、立入制限などを見直す考えであることを確認した。
- ・住宅等との離隔距離に関しては、基準が無い中で設定することは難しいという意見があった。

キ 固定価格買取制度(FIT) 終了後の対応について

- ・今後、10年以内に市内の風力発電所の半数が卒FITを迎える。
- ・市内の約5割の発電所で風車の立て替え（リプレース）の意向を確認した。

3 今後の対応方針

- 今回のような事案が再び発生することのないよう、事故原因を早期に究明するとともに、これを踏まえ、風力発電施設との隔離方法や設置場所の基準を適切に見直すよう、国に要望していく。
- 風力発電の設置や管理について、地方自治体が一定程度関与できる法的な仕組みづくりを検討するよう、国に要望していく。
- 風力発電事業者には、引き続き現行法令等に基づき、適正に発電施設を管理・運営するよう要請するとともに、管理・運営の基準が見直された場合には、適切に対応するよう求めていく。
- 事故原因の究明状況やこれに対する国の対応状況等を注視しながら、ガイドラインの設定等、本市が独自に風力発電の設置や管理について関与できる手法を検討する。

秋田市卸売市場開設50周年記念事業について

1 概要

本事業は、本市場が令和7年3月に開設50周年を迎えたことから、本市を含めた市場内事業者で「卸売市場開設50周年記念事業実行委員会」を組織し、以下の事業を実施するもの

また、本市は同実行委員会に対し、事業費の一部を負担する。

- (1) 総事業費 4,550千円
- (2) 市負担額 1,700千円（令和7年度当初予算）

2 記念式典について

(1) 日時

令和7年7月26日（土）午後4時から午後5時15分まで

(2) 会場

秋田キャッスルホテル4階（放光の間）

(3) 内容

感謝状贈呈

ア 団体表彰

イ 永年勤続表彰

50年勤続、40年勤続、30年勤続

ウ 特別表彰

(4) 招待者

秋田県知事、国会議員、県議会議員（秋田市選出）、市議会議員等の来賓のほか表彰者の約300名

3 祝賀会について

(1) 日時

令和7年7月26日（土）午後5時30分から午後7時30分まで

(2) 会場

記念式典と同会場で実施

4 開設50周年記念市場まつり

令和7年10月19日（日）に開催予定

5 記念誌作成

開設からの50年を振り返る記念誌を作成し、本年12月に発行予定

卸売市場再整備手法見直しの検討状況について

1 再整備手法の比較検討（資料1）

卸売市場再整備については、基本計画において全施設の建て替えを基本としていたが、資材価格や人件費の高騰により、概算事業費が大幅に増加したことを受け、基本計画の見直しが必要な状況となっている。そのため、事業費の縮減を図る必要があることから、主要な施設の建て替えや既存施設の改修など、さまざまな手法を検討しているところであり、現状では以下の3案について、それぞれのメリット・デメリットを比較し検討を行っている。

案1 青果棟および水産棟の建て替え、花き棟の改修

案2 水産棟の建て替え、青果棟および花き棟の改修

案3 青果棟、水産棟および花き棟の改修

2 今後の進め方

再整備の見直し方針を決定するためには、市場内事業者の意向を踏まえる必要があるため、青果部、水産物部等の部門別会議（部門別ワーキング部会）において、施設規模や温度管理範囲等の協議を重ねるとともに、概算事業費やスケジュール等についても具体的な検討を進めることとしている。

(1) 市場内事業者との当面の協議スケジュール

- ・ 5月29日～30日 第1回部門別ワーキング部会
- ・ 6月26日(予定) 第2回 //
- ・ 7月中旬(予定) 第3回 //

(2) 再整備手法の決定に向けての検討課題

- ・ 温度管理範囲の縮小
- ・ 施設規模の縮小
- ・ 管理棟改修の要否
- ・ 営業に支障が生じないよう改修を進める手法

比較案	案 1 青果棟および水産棟建て替え、花き棟改修	案 2 水産棟建て替え、青果棟および花き棟改修	案 3 青果棟、水産棟、花き棟改修
配置イメージ図			
青果棟	建て替え	改修 (30年の延命化) (耐震改修工事有)	改修 (30年の延命化) (耐震改修工事有)
水産棟	建て替え	建て替え	改修 (30年の延命化) (耐震改修工事有)
花き棟	改修 (30年の延命化)	改修 (30年の延命化)	改修 (30年の延命化)
管理棟	解体 (改修も可)	解体 (改修も可)	改修 (解体も可)
メリット	○将来のコストリスクが小さい ○工事を同時に進めることにより、工期の短縮が可能である	○青果部が必要とする売場面積の確保が可能である ○青果棟の余剰スペースを活用し、加工所や保管施設などを整備することが可能であり、機能強化が図られる	○事業費の縮減効果大きい
デメリット	○事業費の縮減効果が小さい ○規模縮小により、繁忙期に青果部の保管施設が不足するおそれがある	○青果棟の改修に伴い、青果部は複数回の移転が必要となる	○全棟を営業しながらの改修となるため、運営面・衛生面で多くの課題がある ○営業を継続するための移転費用や工期延長による工事費の増加など、不確定な要素が多い ○過大な施設を維持し続けることから、維持管理費や設備更新費用など、将来のコストリスクが大きい
概算事業費 (耐震改修費含む)	大		小
将来のコストリスク	小		大
余剰地	○ (北側)	○ (北側)	△ (北側、西側)